

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五條市は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

身体障害者手帳に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

五條市長

公表日

令和7年10月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務	
②事務の概要	身体障害者福祉法等の規定に則り、進達事務、手帳情報の照会業務、手帳交付業務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②進達事務 ③手帳情報確認 ④手帳の移管業務に必要な各種情報の照会	
③システムの名称	障害者台帳システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
①障害児支援ファイル ②障害者福祉サービスファイル ③特別障害者手当ファイル ④自立支援医療ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1第11項、身体障害者福祉法施行令第4条等	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	あんしん福祉部 社会福祉課	
②所属長の役職名	社会福祉課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	五條市(あんしん福祉部 社会福祉課) 奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	五條市(あんしん福祉部 社会福祉課) 奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)	
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人為的ミスの防止として複数人でのチェック体制を定めている。	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者に適切な指導監督を行い、対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I, 5、②所属長	社会福祉課長 櫻井 佳津子	社会福祉課長 木ノ下 吉正	事後	人事異動により変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I, 5、②所属長	社会福祉課長 木ノ下 吉正	社会福祉課長 田中 久美	事後	人事異動により変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	II, 1、いつの時点の件数か	2014/9/30	2017/4/1	事後	しきい値判断年月日を変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	II, 2、いつの時点の件数か	2014/9/30	2017/4/1	事後	しきい値判断年月日を変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	II, 1、いつの時点の件数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	しきい値判断年月日を変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	II, 2、いつの時点の件数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	しきい値判断年月日を変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	II, 1、いつの時点の件数か	2018/4/1	2019/4/1	事後	しきい値判断年月日を変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	II, 2、いつの時点の件数か	2018/4/1	2019/4/1	事後	しきい値判断年月日を変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	I, 5、②所属長	社会福祉課長 田中 久美	社会福祉課長	事後	様式変更によるもので、重要な変更には該当しない。
令和2年4月1日	II, 1、いつの時点の件数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	しきい値判断年月日を変更するもので、重要な変更には該当しない。
令和2年4月1日	II, 2、いつの時点の件数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	しきい値判断年月日を変更するもので、重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	II, 1、いつの時点の件数か	2020/4/1	2021/4/1	事後	しきい値判断年月日を変更するもので、重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	II, 2、いつの時点の件数か	2020/4/1	2021/4/1	事後	しきい値判断年月日を変更するもので、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月10日	I, 7. 請求先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	I, 8. 連絡先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	II, 1、いつの時点の件数か	2021/4/1	2021/12/10	事後	しきい値判断年月日を変更するもので、重要な変更には該当しない。
令和3年12月10日	II, 2、いつの時点の件数か	2021/4/1	2021/12/10	事後	しきい値判断年月日を変更するもので、重要な変更には該当しない。
令和4年4月1日	II, 1、いつ時点の計数か	2021/12/10	2022/4/1	事後	しきい値判断年月日を変更するもので、重要な変更には該当しない。
令和4年4月1日	II, 2、いつ時点の計数か	2021/12/10	2022/4/1	事後	しきい値判断年月日を変更するもので、重要な変更には該当しない。